

静岡県立自然公園条例及び静岡県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第15号

静岡県立自然公園条例及び静岡県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例  
(静岡県立自然公園条例の一部改正)

第1条 静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定認定機関) 第22条 (略) 2 (略) 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 (1) 未成年者、 <u>成年被後見人又は被保佐人</u>  (2) <u>破産者で復権を得ないもの</u>  (3) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、この条例若しくは静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (4)・(5) (略) 4～6 (略) (指定認定機関に対する監督命令等) 第26条 (略) 2 知事は、指定認定機関が第22条第3項各号( <u>第4号</u> を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。 3・4 (略)	(指定認定機関) 第22条 (略) 2 (略) 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 (1) 未成年者 (2) <u>心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者</u> (3) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> (4) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、この条例若しくは静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (5)・(6) (略) 4～6 (略) (指定認定機関に対する監督命令等) 第26条 (略) 2 知事は、指定認定機関が第22条第3項各号( <u>第5号</u> を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。 3・4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第2条 静岡県心身障害者扶養共済制度条例(昭和44年静岡県条例第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(年金管理者) 第11条 (略) 2 (略) 3 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。 (1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u>  (2) <u>破産者であつて復権を得ない者</u>  4 (略) 5 加入者は、年金管理者が次の各号のいずれかに該当するに <u>いたつた</u> 場合には、速やかに、年金管理者を変更しなければならない。 (1)～(4) (略) 6 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、年金管理者を変更することができる。 (1) 年金管理者が前項各号のいずれかに該当するに <u>いたつた</u> 場合において、加入者がその年金管理者の変更をしないとき、又は加入者が死亡その他の理由により年金管理者を変更できないとき。 (2) (略) 7 (略)	(年金管理者) 第11条 (略) 2 (略) 3 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。 (1) <u>精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> (2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u>  4 (略) 5 加入者は、年金管理者が次の各号のいずれかに該当するに <u>至つた</u> 場合には、速やかに、年金管理者を変更しなければならない。 (1)～(4) (略) 6 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、年金管理者を変更することができる。 (1) 年金管理者が前項各号のいずれかに該当するに <u>至つた</u> 場合において、加入者がその年金管理者の変更をしないとき、又は加入者が死亡その他の理由により年金管理者を変更できないとき。 (2) (略) 7 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。